

案

番 号

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 宛て

生産性向上設備等確認書

産業競争力強化法第2条第13項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条第2号の規定に基づき、申請書の投資計画に記載された設備が、生産性の向上に特に資する設備であることを確認した。

年 月 日

経済産業大臣 名